

雇児発 0331 第 41 号

平成 29 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

平成 28 年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害児短期治療施設
関係通知の取扱いについて

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。)については、既にその一部が施行されているが、平成 29 年 4 月 1 日から全面的に施行され、「情緒障害児短期治療施設」は「児童心理治療施設」に名称を変更することとしている。

このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「情緒障害児短期治療施設」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「児童心理治療施設」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。

また、各都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。)への周知について特段のご配慮をお願いする。